

公募要領  
宮古島市地産地消ブランド化推進業務

令和6年4月  
宮古島市

**1. 業務名**

宮古島市地産地消ブランド化推進業務

**2. 委託業務の内容**

委託業務の内容については、別添の仕様書を参照してください。

**3. 業務期間及びスケジュール**

- (1) 委託業務の期間：契約締結の翌日から令和7年2月28日  
(2) スケジュール ※スケジュールはあくまで目安であり、変更となる可能性があります。

4月 25日	企画提案募集開始
4月 25日 ~5月 8日	質問票受付期間（5月10日までに回答予定）
5月 21日	企画提案〆切
5月 22日 ~5月 27日	審査・選定 ※選定委員会におけるプレゼンテーション審査を 5/27(月)午後に宮古島市役所内で行う予定です。
選定後	契約協議、契約締結、業務着手
2月末	最終報告書提出

**4. 予算限度額**

¥11,230,000-（税込み）を上限とします。※契約金額を示すものではありません。

**5. 契約の条件**

- (1) 採択件数： 1件  
(2) 委託契約の締結

採択された案件については、本市と提案者との間で、契約条件について協議の上、委託契約を締結します。契約形態は概算契約<sup>(1)</sup>とします。

なお、契約締結にあたっては、本市の契約規則等に基づき手続きします。

<sup>(1)</sup> 契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で額を確定させるもの

## 6. 応募資格

以下の要件を満たす事業者とします。

- ①実施者（連名提案の場合は代表提案者）は日本法人（登記法人）であり、本事業に関する契約を本市と直接締結できる事業者であること。
- ②連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。
- ③実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ資金等について充分な管理能力を有していること。  
※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要があります。
- ④地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- ⑤その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

## 7. 応募方法

下記の書類を一つの封筒に入れ、「8. 締め切り、提出先」に基づいて、ご提出ください。申請書と提案書は市のホームページからダウンロードしたものをご使用ください。

- ・企画申請書（様式1）：1部
- ・企画提案書（様式2）：7部

※補足説明資料を添付することは可能ですが、書類審査は原則として企画提案書をもとに行います。補足資料を添付する場合は、7部同封ください。

- ・納税証明書（市内に本拠のある法人のみ）：1部
- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）：1部
- ・印鑑証明書：1部

※各証明書は、いずれも発行後3か月以内の原本を提出すること。

(注)

- ①企画提案書の事業費内訳については、人件費、直接経費（外注費、旅費、謝金等）の内訳を明確にしてください。（なお、直接経費から人件費への流用は原則認められません。）
- ②提案書類は返却しません。
- ③機密保持には十分配慮します。
- ④企画提案書の内容について、プレゼンテーション審査を行います。

## 8. 締め切り、提出先

- ①公募期間

公募開始日 令和6年 4月 25日（木）

公募締切日 令和6年 5月 21日（火）（17時必着）

※〆切を過ぎて担当者に書類が届いた場合には、受理しない旨を担当者から連絡します。  
※書類に不備がある場合には、担当者から連絡後、公募締切日までに修正・再提出頂く必要がありますが、書類が担当者に到着した日から連絡までに最大 2 営業日かかる可能性があります。

※なお、自然災害等、不測の事態にて、書類の到着が遅延する可能性がある場合には、受理する場合があるため、担当者あてにご連絡ください。

②提出先 宮古島市役所産業振興局産業振興課地産地消推進係 担当 三上 宛

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市役所 2階

③提出方法 郵送、託送または直接窓口にて提出ください。

## 9. 事業者選定について

事業者の選定については、事業者選定委員会により行います。選定委員会においては、企画提案書の審査を行った上で、提案事業者によるプレゼンテーションを行って頂き、審査基準に基づいて採点を行います。採点を行った結果、委員評価の合計点が高い事業者から順位付けを行い、順位の高い事業者から候補事業者として、契約に向けた協議を行います。協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次の順位の候補事業者と契約に向けた協議を行うものとします。

同点の場合は、事業費の小さい提案を行った事業者を高い順位とします。

なお、委員評価の合計点が、全委員に割り当てられた配点の合計（満点）の 50%以上であることを候補事業者となる条件とします。

### (1) 審査基準

評価項目（業務項目）	配点
(1) コア・コミュニティの運営	10点
(2) 地域コミュニティの形成	12点
(3) イベントの開催	8点
(4) 新たな仕掛けの検討・実施	12点
(5) 目的理解度、実施体制、中期的展望、追加提案	8点
合 計	50点

### (2) プrezentation審査

①日時：5月27日(月)14:30～17:00（この時間の中で時間帯を割り当てます）

②場所：宮古島市役所内

③所要時間：プレゼンテーション 15分以内、質疑 10分（応募事業者数により変動する可能性あり）

④資料：企画提案書またはプレゼンテーション用の資料でご説明頂きます。プレゼンテ

ーション用資料を使用する場合は、投影用のモニター画面を用意します。

⑤出席者：1 提案者につき 4 人を上限とし、実際に業務に従事する者のうち、1 人以上の出席を必須とします。

※時間帯の割り当てについては、5月 22 日(水)を目途に連絡します。

※プレゼンテーションの時間は、公平を期すため、途中であっても終了します。

※開始時刻・終了時刻は、予定の時刻からずれる可能性がありますので、前後の日程は余裕を持って確保ください。

※プレゼンテーション審査の詳細については、別途提案事業者に連絡します。

### (3) 選定結果

選定結果は、本市から個別に事業者に通知します。

## 10. 契約について

### (1) 契約に向けた協議

選定委員会終了後、候補事業者として選定された事業者は、速やかに本市と契約に向けた協議を行い、双方合意の上で、実施内容を記載した事業計画書を作成の上、本業務委託契約を締結します。

### (2) 契約金額

前述の事業計画書に記載する収支予算書において、予定価格の範囲内であることを確認した上で、支払いの上限金額（概算）として契約金額を決定します。業務の実施にあたっては、当該収支予算書に基づき予算を執行した上で、業務終了後、各支払いの証憑書類とともに実績報告書をご提出頂きます。市の検査にて、額の確定を行った上で、委託料を支払います。

## 11. 問い合わせについて

本公司に関するお問い合わせは、質問票に記入の上、下記まで電子メールにて送信ください。電話等でのお問い合わせには応じられません。質問の内容によっては、必要に応じて、質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

(1) 質問票提出期限：令和 6 年 5 月 8 日(水)17 時

(2) 質問票送信先

宮古島市役所 産業振興局産業振興課地産地消推進係 担当：三上

電子メール： ss.sangyoshinko@city.miyakojima.lg.jp

## 12. その他留意事項

(1) 提出書類の準備を含め、契約以前にかかる一切の費用は応募事業者の負担とします。

- (2) 事業者の応募状況や審査内容・結果等の情報については、開示しません。
- (3) 事業者の選定に係る審査内容や経過、結果等については非公開とし、審査結果に関する異議申し立てには一切応じません。

以上